

地域未来投資促進法 支援策のご紹介

～ 市内事業者の皆様へ ～



地域未来投資促進法とは

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する『地域経済牽引事業』を促進するため、集中的な支援を行うものです。

平成29年7月31日施行

具体的な支援策

①法人税の軽減

条件

- ・総投資額2,000万円以上
- ・国が承認する先進性を有すること（開発する製品、生産方式等）
- ・前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること 等

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置	40%	4%
器具・備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

②不動産取得税の減免

条件

- ・土地、家屋、構築物の取得価額1億円以上（農林漁業関連は5,000万円以上）
- ・国が承認する先進性を有すること（開発する製品、生産方式等）
- ・土地は、取得日の翌日から1年以内に建設着手した場合

対象設備	不動産取得税減免
家屋・構築物	課税標準額の4%
土地	課税標準額の3%

③固定資産税の減免

条件

- ・土地、家屋、構築物の取得価額1億円以上（農林漁業関連は5,000万円以上）
- ・土地は、取得日の翌日から1年以内に建設着手した場合

対象設備	減免	期間
土地・家屋・構築物・償却資産	課税標準額の1.4%	3年

※償却資産対象は、江別市独自の優遇策

④その他

- ・特許料（中小企業の場合）の減免
- ・地域団体商標の登録料等の減免 など

支援策を活用するには…

『地域経済牽引事業計画』を作成し、北海道の承認を受ける必要があります。

裏へ

支援を受けるには

江別市が北海道と共同で作成した基本計画に基づき、『地域経済牽引事業計画』を作成し、北海道から承認を受ける必要があります。

地域経済牽引事業計画

記載事項

- ①事業の内容、実施時期
- ②必要な資金、調達方法
- ③事業実施による経済的効果 など



承認要件

【要件1】地域の特性を活用すること（①～⑥のいずれか）

- ①北海道情報大学等の研究機関の知見を活用した**食料品製造関連分野**
- ②「パルプ・紙・紙加工品製造業」「窯業・土石製品製造業」等の集積を活用した**ものづくり関連分野**
- ③道央自動車道等の交通インフラを活用した**物流関連分野**
- ④IT産業の集積を活用した**IT関連産業分野**
- ⑤酪農学園大学等の研究機関の知見を活用した**環境・エネルギー分野**
- ⑥「小麦（ハルユタカ）」、「やきもの市」等の観光資源を活用した**観光関連分野**

【要件2】高い付加価値を創出すること

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が**4,611万円超**

【要件3】経済的効果が見込まれること（①～③のいずれか）

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業により

- ①**売上**：1%増加
- ②**雇用者数**：1%増加又は11人以上増
- ③**雇用者給与等支給額**：1%増加

計画書の様式等

計画書の様式や法律の詳細は、経済産業省HPを参照下さい。

（経済産業省 地域未来投資促進法）
http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

提出先

北海道経済部産業振興局産業振興課

【お問い合わせ】

江別市経済部企業立地推進室（企業立地担当）

電話（011）381-1087

E-mail：kigyouricchi@city.ebetsu.lg.jp

市の基本計画

計画概要

<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/uploaded/attachment/66233.pdf>

計画本文

<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/uploaded/attachment/66234.pdf>